九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

フランス少年司法の歴史的展開

ハラス, ドリス

https://hdl.handle.net/2324/4784391

出版情報：九州大学, 2021, 博士（法学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

（様式６－２）

氏　　名	Harrass Driss
論　文　名	フランス少年司法の歴史的展開
論文調査委員	主　査　　九州大学　　教授　　武内　謙治 副　査　　九州大学　　教授　　井上　宜裕 副　査　　九州大学　　教授　　田淵　浩二

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

一般に、1800 年代末に少年裁判所が創設されたことで「誕生」したとされ、司法的要素のみならず福祉的要素をも併せもつ少年司法制度は、世界的に、1980 年代から厳罰化の時代を迎え、2000 年代以降は福祉的要素を弱める形で見直しが進んでいる。日本も例外ではなく、2000 年以降、5 度の大きな少年司法制度の改革が行われている。こうした問題状況を前に、本論文は、黎明期から最新の法制度改革に至るまでのフランス少年司法の歴史を描いている。

本論文は序章および終章のほか 7 つの章から構成され、これに、参考文献一覧が付されている。

序章では、日仏両国の少年司法制度が、そのあり方や少年非行の質と量において大きく異なっているにもかかわらず、1990 年代以降の議論の構造や立法制度改革のあり方が類似していること、この変化を分析するにあたり、社会的・政治的背景を踏まえたイデオロギーの要素をも分析する必要があることが指摘される。その上で、日仏における先行研究が紹介され、そこで残されている課題を踏まえて、本論文では、近時の立法改革の分析と評価を含めてフランス少年司法の歴史を通史的に分析することが示される。

第 1 章では、ルネサンス期から 1912 年法制定までの議論が分析される。犯罪学をはじめとして社会科学の発展が子どもとその非行の捉え方を変えたこと、アメリカにおける動きが慈善的な篤志家の運動と結びつき、非行少年の矯正施設のあり方を変えるなどした上で、専門化された少年裁判所を誕生させたことが指摘される。

第 2 章では、1912 年法の制定から 1945 年オルドナンス制定までの動きが分析される。ここでは、1912 年法の運用において専門性の程度が地域によって異なっており限界があったこと、その一方で従来非行少年として扱われていた浮浪少年が 1921 年法と 1935 年法により「危険にさらされる子ども」と見なされるようになった過程が分析される。その上で、戦中期に作成された「カンパンチ法案」と 1942 年法が、戦後の 1945 年オルドナンスに継承される先進的な内容をもっていたことが指摘される。

第 3 章では、少年司法の専門化、年齢に応じた刑事責任の緩和、教育の優先という理念のもとで戦後の新しい少年司法制度を形作った 1945 年オルドナンスの制度とその運用が分析される。少年係裁判官に二重の役割を認め、子どもへの刑事的対応と民事的対応を併せて行うことを可能にした 1958 年オルドナンスを経由して、この制度を土台として、「栄光の 30 年間」と呼ばれる経済成長を背景に、「社会内教育的介入」が誕生・発展し、観護教育局の予算の増加が図られることで、少年に対する法的対応が大幅に福祉化したことが論じられる。

第 4 章では、犯罪統計や少年非行の数的推移をめぐる分析により、1980 年代に入り少年司法の福祉的側面が弱まる一方で厳罰を求める声が強まったことと、その背後で非行少年像の転換が起こ

っていたことが明らかにされる。少年非行が、量的には、犯罪統計により把握されるものとは乖離して解釈される一方、質的には、「郊外に住む移民系の若者」と結びつけられるようになったことが指摘される。「栄光の 30 年間」における経済発展を支えた移民が、その終焉とともに治安維持の対象と見られるようになり、「危険にさらされる子ども」の像と「危険な子ども」の像が切り離される中で、治安維持のための統制の対象とされていく模様が描かれる。

第 5 章では、「新自由主義的な統治性」に関するミッシェル・フーコーの議論を下敷きとしつつ、ヨーロッパ 15 カ国における少年司法を対象とした共同研究の中でフランスにつき新自由主義の影響が強まっていることを示したフランスの社会学者フランシス・バヨーと法学者イヴ・カルテュイベルの指標（①帰責対象の逆転、②社会防衛の重視、③特定されたグループのターゲティング、④社会内教育に伴うリスクの重視、⑤被害者の「再登場」、⑥ダイバージョンの見直し、⑦（より）効果的な監督的アプローチの定着、⑧手続の管理主義化）が紹介、検討される。その上で、これらの指標が、新自由主義の核心部分に直接的に関連するもの（個人化・自己責任化・効率化・競争）と、新自由主義の周辺的な側面に関連するもの（リスク管理）とに区別されうることが示される。

第 6 章においては、これを踏まえて、移民問題に焦点を当てた治安政策が政治化していく中で、第 2 次シラク政権とサルコジ政権において進められた少年司法制度の厳罰化改革の動きが分析される。また、オランド政権下において「少年司法全面改正計画」により少年司法の福祉的機能の復活が試みられたものの、結局は挫折した動きが分析される。

第 7 章においては、少年司法の全面改正である少年刑事司法法典の立法過程とその内容が分析される。オルドナンスにより法制度の全面改正を行うという立法方法の問題とともに、1945 年オルドナンスと少年刑事司法法典との連続性と断絶性が検討される。

終章では、検討の結果とまとめが述べられ、とりわけ 1980 年代以降の少年司法の展開を分析し、国際的に比較検討する際に有益であると考えられる示唆が導き出される。

本論文は、黎明期から最新の法改正に至るまで、「狭義の少年法」だけでなく、福祉法制や刑事法制をも視野に入れた「広義の少年法」のレベルで、そしてまた社会的・政治的背景を踏まえて、通史的に、フランス少年司法の展開を分析したものである。この点で、本論文は、日本でもフランスでも類を見ないものとなっている。フランス少年司法制度が、専門的な制度として紆余曲折を経ながら展開している様子が、直面してきた問題や、理論的対立、専門家や民間人が果たした役割とともに描かれていること、それらを踏まえフランス少年司法の近時の制度改正の意味合いを詳細に分析していることについても、本論文には積極的に評価できるものがある。さらに、フランス少年司法における福祉的要素の弱まりは、移民問題、そしてそれに影響を受けた「非行少年」像と、社会政策・少年司法政策の変化と関連していることを明らかにしている点、バヨーとカルテュイベルが示した指標を、新自由主義の核心部分に直接的に関連する指標と、周辺的な側面に関連する指標とに分けた上で、2000 年以降のフランス少年司法制度の動きを分析した点には、独自性と新規性が認められる。そこから導き出される、比較研究にあたっての示唆にも傾聴すべきものがある。

他方、本論文には課題もある。日本語表現と文章構成になお工夫の余地がある点、制度変遷の流れを重視するあまり第一次資料を用いた分析が不十分であると思われる箇所がある点、改革の意味合いを浮き彫りにするためのものとはいえ少年司法の分析にまで直接には結びついていないように見受けられる政治的・経済的事実の描写がある点は、本論文の課題である。

しかし、これらの点は、本論文を博士論文として評価することを妨げるものではなく、むしろ今後の課題として継続的かつ発展的な研究に期待すべきものである。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士（法学）の学位を授与するのに値するものと認定する。